

野々市市空家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、野々市市空家等の適正管理に関する条例（令和4年野々市市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(情報提供)

第3条 条例第5条の規定による情報の提供は、空家等に関する情報提供書（別記様式第1号）を市長に提出する方法によるほか、口頭その他の方法により行うことができるものとする。

(助言又は指導)

第4条 条例第6条の規定による助言又は指導は、口頭又は空家等の適正管理に関する助言・指導書（別記様式第2号）により行うものとする。

(応急措置)

第5条 市長は、条例第7条第3項の規定による応急措置に要した費用を所有者等から徴収するときは、当該措置を講じた日以後30日以内に当該費用の額及び納期限を所有者等に通知するものとする。

2 前項の納期限は、同項の通知の日から30日以内とする。

3 条例第7条第4項の規定による通知は、応急措置通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

4 市長は、条例第7条第1項の措置を講じた空家等の所有者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該措置に要した費用の徴収を猶予し、又は停止することができる。

(1) 所有者等の把握が困難なとき。

(2) 当該空家等の所有者等をめぐり紛争中であること等により、所有者等の特定が困難なとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事由があると市長が認めるとき。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。